

議案第 86 号

杉並区立西荻地域区民センター外 2 施設の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 19 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区立西荻地域区民センター外 2 施設の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公
の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称

- （1）杉並区立西荻地域区民センター
- （2）杉並区立勤労福祉会館
- （3）杉並区立西荻南区民集会所

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社東急コミュニティー
世田谷区用賀四丁目 10 番 1 号

3 指定の期間

- （1）杉並区立西荻地域区民センター・杉並区立勤労福祉会館
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
- （2）杉並区立西荻南区民集会所
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

杉並区立西荻地域区民センター外 2 施設に係る指定管理者を指定する必要がある。

なお、この議案は、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、提出するものである。